

○ 特別金融商品取引業者及びその子法人等の保有する資産等に照らし当該特別金融商品取引業者及びその子法人等の自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準を定める件（平成二十二年金融庁告示第百二十八号）
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(内部管理モデル方式による包括的リスクの額) 第十八条の九 「略」</p> <p>2 内部管理モデル方式の使用について承認を受けた特別金融商品取引業者の、前項第三号に規定する個別リスク相当額は、次の各号に掲げる額のうちいずれか大きい額とする。</p> <p>一 第二十二条において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第二十二条において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の二を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額</p> <p>二 第二十二条において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第二十二条において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の二を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額</p>	<p>(内部管理モデル方式による包括的リスクの額) 第十八条の九 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>一 第二十二条において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のロング・ポジションについて、第二十二条において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の三及び第二百八十条の四第二項を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額</p> <p>二 第二十二条において準用する川上連結告示第二百六十条又は川上連結告示第二百六十一条に定める要領に基づき相殺した後のショート・ポジションについて、第二十二条において準用する川上連結告示第六章第三節から第五節（第二百八十条の三及び第二百八十条の四第二項を除く。）までの規定により算出した個別リスク相当額の合計額</p>

<p>(川上連結告示の準用)</p> <p>第二十二條 川上連結告示第十九條、第三十條、第三十一條、第九十六條第五号、第九十八條、第一百一條、第四章及び第六章第三節から第五節(第二百八十條の二を除く。)までの規定は、特別金融商品取引業者について準用する。</p>	<p>(川上連結告示の準用)</p> <p>第二十二條 川上連結告示第十九條、第三十條、第三十一條、第九十六條第五号、第九十八條、第一百一條、第四章及び第六章第三節から第五節(第二百八十條の三及び第二百八十條の四第二項を除く。)までの規定は、特別金融商品取引業者について準用する。</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	